本				身	元	申	告	書			【別紐	£1】	(表)
##	ŧ	本 籍 地			₹都・道・府	牙・県 }	氏 名					性	三另门
# 報								{無・	• 有 }				
押				学部							と ※1		
## 月	項	以 於 子 症		科					年 月 日				
在 職 期間 学校・勤務 先名 職務 の 内容 本採用・臨時採用の			年	月	卒業・卒見・修	了・修見	生平月日	(令和	6年4月	1日現	見在)		歳
歴 年 月から 年 月から 年 月から 本様・臨様 年 月から 年 月まで 本様・臨様 年 月から 年 月まで 本様・臨様 年 月から 年 月まで 東 月から 中 月まで 東 月から 東 月 から 東 月 カ で 東 月 カ で 東 月 カ で 東 東 月 月 で 東 月 カ で 東 東 月 カ で 東 東 月 月 で 東 東 月 月 で 東 東 月 月 で 東 東 月 月 で 東 東 東 東		無・有	有の場合	合は以下に記	詳細を記入。業	斤しい職 歴	歴から順に記述	載し、書き	きれな	い場合に	は裏面に続き	を記載	はすること。
###	職			対校・勤	務 先 名		職	務の「	内 容		本採用・	臨時	採用の別
本様・臨検 大田 東見とみを含む 無・有 の 内容:	歴										本	採・闘	塩採
日本											本	採・闘	塩採
###											本	採・問	塩採
### お客様 1											本	 採・問	塩採
大						جـنـر	氏	名	続柄	年齢	職業	É	同居/別居
##・有 *** の		(取得見込みを含む				ľ							
 (代職等の分限処分や 密 成 処 分を含む) (代職等の分限処分や 密 成 処 分を含む) (代職等の分限処分や 密 成 処 分を含む) (性職等の分限処分や 密 成 処 分を含む) (生産) (生産)	本		{	無 •	有	族							
状	人	既 往 症		記入		の							
(株職等の分限処分や 懲戒処分を含む) 年月日 賞 罰 事 項 賞 罰 内 容 地方公務員法第16条 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、 刑に処せられた者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 学校教育法第9条 1 禁錮以上の刑に処せられた者(以下の期間にある者も含まれる) ・禁錮以上の刑に処せられた者(以下の期間にある者も含まれる) ・禁錮以上の刑に処せられた者(以下の期間にある者も含まれる) ・禁錮以上の刑に処せられた者(以下の期間にある者も含まれる) ・禁錮以上の刑に処せられた表(が)の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を 経過するまでの間 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日 から3年を経過しない者 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外) この申告書に記載した事項は、事実と相違なく、また、欠格事項のすべてに該当しないことを誓約します。 令和 年 月	の					状							
(休職等の分限処分や 懲戒処分を含む) 地方公務員法第16条 1 禁錮以上の刑に处せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に处せられた者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 学校教育法第9条 1 禁錮以上の刑に处せられた者(以下の期間にある者も含まれる) ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間 ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間 ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間 ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間 ・禁錮以上の刑に付された執行第予の期間 ・禁錮以上の刑に付された執行第予の期間 ・禁錮以上の刑に付された執行第予の期間 ・禁錮以上の刑に付された執行第予の期間 ・禁錮以上の刑に付された執行第予の期間 ・禁錮以上の刑に付された執行第予の期間 ・禁錮以上の刑に外せられることなく10年を 経過するまでの間 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日 から3年を経過しない者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外) この申告書に記載した事項は、事実と相違なく、また、欠格事項のすべてに該当しないことを誓約します。 令和 年 月 日	状		4	無 •	有	況							
地方公務員法第16条	況		や	年	三月日		賞	事	項		賞 罰	内	容
1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 学校教育法第9条 1 禁錮以上の刑に処せられた者(以下の期間にある者も含まれる) ・禁錮以上の刑に処せられた者(以下の期間にある者も含まれる) ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外) この申告書に記載した事項は、事実と相違なく、また、欠格事項のすべてに該当しないことを誓約します。 令和 年 月 日		懲戒処分を含む) 有の場合 必ず記入										
1 禁錮以上の刑に処せられた者(以下の期間にある者も含まれる) ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間 ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外) この申告書に記載した事項は、事実と相違なく、また、欠格事項のすべてに該当しないことを誓約します。 令和 年 月 日 住所:	欠	1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党											
事 ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間 ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外) この申告書に記載した事項は、事実と相違なく、また、欠格事項のすべてに該当しないことを誓約します。 令和 年 月 日 住所:	格												
項 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外) この申告書に記載した事項は、事実と相違なく、また、欠格事項のすべてに該当しないことを誓約します。 令和 年 月 日 住所:	事	禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を											
3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外) この申告書に記載した事項は、事実と相違なく、また、欠格事項のすべてに該当しないことを誓約します。 令和 年 月 日 住所:	項	2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日											
平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外) この申告書に記載した事項は、事実と相違なく、また、欠格事項のすべてに該当しないことを誓約します。 令和 年 月 日 住所:		3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党											
令和 年 月 日 住所:													
住所:	この				違なく、ま	<u> </u>	(格事項の	すべて	に該当	しない	いことを	誓約〕	します。
 		7714 年											
			<u> </u>			氏名:						_	
八石: (記名押印 又は 署名)													

【別紙1】(裏)

職歴の状況(続き)

在耳	職期間	学 校・勤 務 先 名	職務の内容	本採用・ 臨時採用の別	
年	月から			本採・臨採	
年	月まで			平休· 端休	
年	月から			本採・臨採	
年	月まで			· 1 · DIC HHH	
年	月から			本採・臨採	
年	月まで				
年	月から			本採・臨採	
年	月まで				
年	月から			本採・臨採	
年	月まで				
年	月から			本採・臨採	
年	月まで				
年	月から			本採・臨採	
年	月まで				
年	月から			本採・臨採	
年	月まで				
年	月から			本採・臨採	
年	月まで				
年	月から			本採・臨採	
年	月まで				
年	月から			本採・臨採	
年	月まで				
年	月から			本採・臨採	
年	月まで				
年年	月から			本採・臨採	
年	月まで 月から				
年	月まで			本採・臨採	
年	月から				
年	月まで			本採・臨採	
年	月から				
年	月まで			本採・臨採	
午	月まで				